

公益財団法人富山市スポーツ協会
富山県民スポーツ大会一般選手強化事業補助金交付要綱

1. 目 的 この要綱は、富山県民スポーツ大会一般選手強化事業補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。
2. 交付対象団体 この補助金は、富山県民スポーツ大会第二部に本市を代表して出場する一般選手が所属する富山市スポーツ協会（以下「協会」という。）の加盟団体に対し、補助金を交付するものとする。
3. 補 助 額 補助金の額は協会において決定し、書面をもって交付対象団体に通知するものとする。
4. 補助対象経費 補助の対象経費は、交付団体が富山県民スポーツ大会一般選手強化事業を行うために必要な経費とする。なお、交付申請の裏付けとなる書類（領収書等）は交付を受けた団体において保管するものとし、当協会が提出を求めた場合、速やかに提出すること。なお、その保存期間は5年とする。
5. 交付の申請 交付を受けようとする団体は、事業実施後に補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に活動が確認できる書類（写真等）及び富山県民スポーツ大会の結果を添付して提出する。
6. 交付の決定 交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）もしくは不交付決定書（様式第3号）により通知するものとする。
7. 交付の取消 申請の内容に相違があったことや補助金を他の用途に使用したことなどが確認できた場合、交付の決定を取り消し、交付決定を受けた団体に交付金の一部もしくは全額の返納を求めることができる。